

事業群評価調書(令和6年度実施)

基本戦略名	1-1 若者の県内定着、地域で活躍する人材の育成を図る	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部 国保・健康増進課	江口 信
施策名	8 いつまでも健康で生涯を通じて学び、活躍できる社会の実現	事業群関係課(室)	地域保健推進課	
事業群名	② 健康長寿対策の推進	令和5年度事業費(千円)	※下記「2. 令和5年度取組実績」の事業費(R5実績)の合計額	628,927

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025 本文)

県民の健康寿命を延伸し、いつまでも元気に活躍できる社会を実現するためには、県民一人一人の健康づくりの取組が欠かせないことから、働き盛り世代を中心に自然と健康になれる、健康づくりに取り組みやすい環境を整備します。

(取組項目)

i) 県民運動の展開による県民が健康づくりに取り組みやすい環境づくり

ii) 働き盛り世代の健康づくりを促進するための事業所における健康経営の推進

iii) メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診の受診者を増やす取組

iv) 健康的な生活習慣(食生活など)の確立及び個人の健康づくりを支える食環境等の改善

v) 成人の歯周病予防のための歯科保健指導の充実や子どものむし歯予防のためのフッ化物洗口などの促進

事業群	指 標		基準年	R3	R4	R5	R6	R7	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
	健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合	目標値①		67.0%	68.5%	70.0%	71.5%	73.0%	73.0%(R7)	「健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合」は、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の活用促進や周知啓発等の取組により、前年度と比較し多少改善したものの、経年でみるとほぼ横ばいの状況となっている。 令和7年度73.0%の目標達成に向けて、「長崎健康革命」の周知・啓発を引き続き行う必要があるとともに、健康づくりに無関心な方が多い30～50代の働き盛り世代に健康づくりに取り組んでいただけるようなながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の活用促進を中心に様々な取組をさらに実施していく必要がある。 H25:60.7% → H26:57.1% → H27:61.5% → H28:62.3% → H29:66.2% → H30:62.6% → R1:63.5% → R2:62.8% → R3:64.0% → R4:60.1% → R5:61.8%
		実績値②	62.6%(H30)	64.0%	60.1%	61.8%			進捗状況	
		達成率②／①		95%	87%	88%			遅れ	

2. 令和5年度取組実績(令和6年度新規・補正事業は参考記載)

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	事業費（単位:千円）			事業概要 令和5年度事業内容及び実施状況 （令和6年度新規・補正事業は事業内容）	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				令和5年度事業の成果等
				R4実績	うち 一般財源	人件費 （参考）		主な指標	R4目標	R4実績	達成率	
				R5実績					R5目標	R5実績		
				R6計画					R6目標			
				事業実施の根拠法令等								
				事業期間	法令による 事業実施の 義務付け	県の裁量 の余地が ない事業		他の評価 対象事業 （公共、研究等）				
所管課(室)名			事業対象									
取組項目 i ii	○	1	長崎健康革命プロジェクト事業費	29,413	2,785	8,418	●事業内容 健康長寿日本ーを目指し、「運動」「食事」「禁煙」「健診」の4つを柱とし、県民の主体的な健康づくり活動を促すための周知啓発等を実施 ●実施状況 健康長寿日本ー長崎県民会議の開催や健康づくり優良事例表彰「ながさきヘルシーアワード」の実施のほか、30～50代の働き盛り世代をメインターゲットとして、元サッカー日本代表の久保嘉人氏をスペシャルサポーターに起用した「長崎健康革命」の周知啓発、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の運営・普及、県内スーパーマーケット3社との連携による「長崎健康革命夏野菜レシピInstagram投稿キャンペーン」などの減塩・野菜摂取の啓発イベント等を実施した。	【活動指標】 健康づくりアプリのダウンロード者数(人)	5,000	19,042	380%	●事業の成果 ・県民一人ひとりが自ら健康づくりに取り組む環境整備を図った結果、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」のダウンロード者数は目標を上回ることができたが、自分の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる割合は、前年度から改善したものの目標達成には至らなかった。 ●事業群の目標達成への寄与 ・ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の活用促進や周知啓発等により、自分の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる割合の一定水準の維持に寄与した。
				25,556	18,105	15,318			50,000	53,529	107%	
				46,118	46,118	17,118			70,000			
				健康増進法				【活動指標】				
								R6-:食環境整備のための定期的な会議の実施(回/年)				
								3				
			R4-6				【成果指標】	68.5	60.1	87%		
						自分の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる割合(%)	70.0	61.8	88%			
			国保・健康増進課	—	—	—	県民、市町、保険者、大学、企業・団体等		71.5			

取組項目 iii	○	2	国民健康保険特定健康診査・保健指導負担金	386,536	193,268	1,224	●事業内容 生活習慣病の予防、健康の保持、医療費の適正化を目指して市町への支援を実施 ●実施状況 市町に対し、特定健康診査及び特定保健指導に要する費用を負担した。	【活動指標】	21	21	100%	●事業の成果 ・市町に対し、特定健診・特定保健指導の経費の3分の2を国県で負担することで、市町は特定健診等を着実に実施することができた。 ※R5の国負担分は予算の関係で減額交付。 不足分はR6に精算予定。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町の取組を通じて全死者数に占める三大疾患死亡割合の減少に向け、生活習慣病の早期発見に寄与した。	
				362,268	187,994	1,246		特定健診・特定保健指導に取り組む市町数(市町)	21	21	100%		
				422,026	211,013	1,267		【成果指標】	—	—	—		
			国民健康保険法第72条の5第2項			—	—	—	—				
			H20-				—	—	—				
	国保・健康増進課			○	—	—	市町保険者						
	○	3	長崎県国保ヘルスアップ支援事業	146,903	0	7,653	●事業内容 市町における人材不足や、データを活用した事業の企画・立案のノウハウ不足といった課題を解消し、市町が実施する保健事業への支援の充実・促進を図るため、予防・健康づくりに関する事業を効率的・効果的に実施 ●実施状況 令和5年度においては、繁忙な働き盛り世代や無関心層を含め、より多くの県民が主体的に気軽に楽しく健康づくりに取組めるよう、ポイント付与によるインセンティブを設けた健康づくりアプリ事業など、14事業を実施した。	【活動指標】	200	174	87%	●事業の成果 ・市町が行う保健指導の人材育成や支援のために、市町への薬剤師派遣や向精神薬重複処方者のデータ提供などに新たに取り組むことができた。また、骨折予防対策として、県民向け普及啓発や、骨粗鬆症検診後の運動指導、栄養士・保健師等の専門職が不足する市町への派遣、糖尿病重症化予防のためのかかりつけ医研修などにより、国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防が図られた。 ・R5に成果指標を、同意取得率から保健指導実施率に変更した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・市町の健康課題等に対応した事業に取り組むことで、健康状態の管理や生活習慣改善の環境整備に寄与した。	
				158,163	0	7,659		かかりつけ医師等に対する研修受講人数(人)	200	197	99%		
				175,000	0	7,787		【成果指標】 -R4:糖尿病性腎臓病重症化予防市町プログラムの保健指導対象者のうち、同意取得率(%)	200				
				国民健康保険法第75条の2				28	32	116%			
H24-				28	調査中	—							
国保・健康増進課			○	—	—	県民、市町保険者、医療・保健関係者	28						
取組項目 iv	○	4	健康ながさき21推進事業	9,889	8,972	13,776	●事業内容 県健康増進計画「健康ながさき21」に基づき、生活習慣病対策ならびに、たばこ、飲酒、こころ、栄養・食生活、運動等県民の健康寿命延伸、生活習慣の改善に向けた各種健康増進事業を推進する。 ●実施状況 市町や関係機関、関係団体と連携して取組を推進するため、健康ながさき21推進会議で、関係者と課題の共有、事業内容の協議等を実施。令和6年度に開始の第3次健康増進計画の策定に向けて、協議・検討を行った。各保健所設置の協議会では、管内で地域と職域が連携した健康づくりの協議や取組を実施した。	【活動指標】	10	15	150%	●事業の成果 ・令和5年度は計画の策定年度であるため、県協議会では、健康ながさき21に基づく各種事業ならびに健康ながさき21(第3次)の策定に関する協議を行い、県民の健康課題に対して、行政だけでなく企業、教育機関、住民組織など関係機関、関係団体が連携して取り組む健康づくり施策の推進体制を構築できた。 ・全ての保健所で協議会を開催。地域の健康課題について協議を行い、地域の健康課題を踏まえた優先順位を付け、令和6年度事業内容を決定することができた。また新型コロナウイルスの類への移行により、全保健所で関係者連携による活動を実施。地域ごとの健康課題解決に貢献した。 ●事業群の目標達成への寄与 ・計画に基づく健康づくりの取組を、行政のみならず市町、関係機関、団体と連携して推進することで、多様な主体による実践的な取組を通じ、県民の健康寿命延伸、生活習慣の改善に繋がっている。	
				12,994	11,022	16,850		関係者会議の開催(回)	10	20	200%		
				7,968	5,558	15,562		【成果指標】	10				
				健康増進法 健康日本21、健康ながさき21				8	6	75%			
			H13-R17				8	8	100%				
			国保・健康増進課			—	—	—	県民、民間企業、行政機関等	8			

取組項目iv	5	健康増進事業	56,060	25,868	2,296	●事業内容 市町が実施する健康増進事業に対する補助(県2/3(国1/2、県1/2)、市町1/3) ただし「3.健康診査⑤肝炎ウイルス検診」の自己負担相当額は国10/10 ●実施状況 健康増進法の規定に基づき市町が実施する健康増進対策(健康教育・相談、訪問指導、歯周疾患検診等)に対して補助を行った。	【活動指標】 健康相談実施市町数(市町)	21	21	100%	●事業の成果 ・健康相談については21全市町で実施し、目標を上回る住民に対し健康相談を行うことができた。 ・市町が地域の実情に応じた重点健康課題等を選定し家庭における健康管理等に資する助言を行うことで、生活習慣の改善を促すことができた。
			53,691	26,488	3,064			21	21	100%	
			57,944	28,639	3,112			21			
			健康増進法第19条の3					10,000	17,770	177%	
		H20-				10,000	14,906	149%			
		国保・健康増進課	○	—	—	市町	健康相談の受講者数(人)	16,500			
	6	栄養管理事業(専門職研修)	608	608	3,061	●事業内容 市町栄養士を対象とした業務推進検討会や、地域の食生活改善に携わる食生活改善推進員を対象とした研修を実施。 ●実施状況 食生活改善推進員に対してリーダー研修会・強化会議を計2回と各地域における研修会・組織運営支援を計11回、市町栄養士を対象とした業務推進検討会を16回実施し、資質の向上を図った。	【活動指標】 食生活改善推進員リーダー研修会(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・食生活改善推進員研修会の事後アンケートでは研修内容の活用度は93.8%であり、満足度ともに高く、活動のモチベーションアップに繋がっており、地域における食生活改善のための体制整備の強化につなげることができた。
			550	550	3,830			1	1	100%	
			639	639	2,334			1			
			健康増進法第18条第2項					85	93.5	110%	
		H13-				85	91.1	107%			
		国保・健康増進課	○	—	—	ボランティアなどの非営利団体等	食生活改善推進員リーダー研修会参加者の満足度(%)	85			
	7	受動喫煙対策促進事業	5,997	2,999	383	●事業内容 健康増進法の一部を改正する法律により、受動喫煙防止対策の普及啓発、各種届出の受理や違反者等への指導等を行う。 ●実施状況 世界禁煙デー・禁煙週間等にパネル展等のイベント実施や普及啓発資料の作成、配布等を行った。また、県内各保健所、関係機関と協力し、各種届出の受理や違反者等への指導等を行った。 令和5年4月1日からは、地方機関を含む県庁舎の敷地内禁煙を実施したほか、公共施設受動喫煙対策状況調査を行い、敷地内禁煙の実施など、県内の状況を把握した。	【活動指標】 啓発イベントの実施(回)	1	2	200%	●事業の成果 ・相談違反対応は、県内各保健所と協力して、速やかに対応した結果、勧告以上の措置は出なかった。 ・公共施設受動喫煙対策状況調査において、敷地内禁煙実施率は、64.9%(前年度比+2.1%)、屋内禁煙実施率は、99.1%(前年度比+0.1%)となり、いずれも改善がみられた。
			6,500	3,250	766			1	1	100%	
			8,050	4,025	778			1			
			健康増進法第25条、32条、34条、36条、38条					0	0	100%	
		R元-				0	0	100%			
		国保・健康増進課	○	—	—	県民、施設管理者	勧告以上の措置件数(件)	0			
	8	コホート研究事業	847	0	1,530	●事業内容 がんや循環器疾患等の生活習慣病に日本人の生活習慣、生活環境、遺伝子等がどのように影響するかを解明するため、国立がん研究センターが行う研究プロジェクトに、上五島保健所及び県南保健所が研究協力機関とし、管轄地域の住民のコホート調査を実施。 ●実施状況 各研究目的は異なり、上五島保健所実施分は予防医学実践のための要因研究、県南保健所実施分は、次世代へ向けた健康保持増進のための研究を実施。	【活動指標】 R4:住民への講演会(説明会)の開催回数(回)	1	1	100%	●事業の成果 ・R5年度は大規模調査実施年度ではないが、R6年度からの追跡調査の準備とし、地域の関係機関への周知と理解促進のための医療・行政関係者を対象とする講演会が実施できた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・参加者は少なかったが、コホート事業研究者と、直接本調査の成果についての意見交換もでき、参加した関係者の本調査への理解促進につながった。
			827	0	1,531			1	1	100%	
			9,251	0	1,556			1			
			—					4,500	1,464	32%	
		H26-				40	18	45%			
		地域保健推進課	—	○	—	上記研究目的の違いから、健康増進のための研究実施の県南保健所分を対象事業とする。調査対象者は、雲仙市及び南島原市在住の40～74歳の住民のうち、研究参加の同意が得られた者	R5-:講演会等への参加者数(人)	40			

取組項目 V	○	9	長崎県歯科保健ライフコース支援事業費				●事業内容 総合的な歯科口腔保健体制の強化のため、歯なまるスマイルプランⅢに基づき、地域の状況に応じた歯科疾患の予防、口腔機能の維持向上につながる歯科保健施策を推進する。	【活動指標】 地域への歯科専門職の派遣回数(回)				—
			(R6新規)R6-8	6,988	3,894	3,112		【成果指標】 健康増進法に基づく歯周疾患検診受診率(%)	7			
			長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例、歯なまるスマイルプランⅢ									
			国保・健康増進課	○	—	—		歯科保健関係機関・保健福祉関係者・県民	4.4			
	○	10	第3次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業				●事業内容 各取組の進捗確認や課題解決のための関係機関・団体と連携した県全域及び各保健所圏域ごとの協議体制づくりや県立学校へのフッ化物洗口等を中心として、歯なまるスマイルプランⅢに基づき、個人のライフコースに沿った切れ目のない歯科保健施策を推進する。	【活動指標】 協議会の開催(回)				—
			(R6新規)R6-11	1,931	1,756	6,225		【成果指標】 若い世代(20～39歳)を対象とした歯周疾患検診の実施市町数(市町)	11			
			長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例、歯なまるスマイルプランⅢ									
			国保・健康増進課	○	—	—		歯科保健関係機関・保健福祉関係者・県民	15			
	○	11	健康長寿のための口腔機能維持増進事業	4,675	1,630	2,296	●事業内容 健康長寿日本一を目指して、口腔機能の維持増進を図ることを目的に、歯科口腔保健に関わる関係者への研修と口腔機能維持増進にかかる普及啓発等を行う。 ●実施状況 オーラルフレイル(噛む、飲み込む、話す等の口腔機能が衰えること)に関する関係者への研修や人材育成・関係機関との連携、乳幼児期の口腔機能発育や若い世代からのオーラルフレイル対策としての周知啓発などを実施した。	【活動指標】 40歳以上を対象とした歯科健診の実施市町数(市町)	20	19	95%	●事業の成果 ・何でもかめる人の割合の増加に向けた、乳幼児期(その保護者)向けのリーフレットによる普及啓発、市町での通いの場での検査機器を使った咀嚼機能検査の実施支援等により、県民への口腔機能の維持増進を図る基盤づくりを進めることができた。 ●事業群の目標達成への寄与 ・乳幼児期・若い世代にはリーフレット等による啓発、高齢者には咀嚼機能検査を行う等、幅広い年代の県民が自身の健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組むきっかけづくりとなった。
			(R5終了)R3-5	3,011	1,009	2,298		【成果指標】 R4:かみにくい人の割合の減少(H30KDB基準)(%)	21	算定中	—	
			歯科口腔保健の推進に関する法律第10条					R5-:何でもかめる人の割合の増加(H30KDB基準)(%)	18.7	22.0	0%	
			国保・健康増進課	○	—	—		歯科保健関係機関・保健福祉関係者・県民	81.3	77.0	0%	
		12	長崎県口腔保健推進事業	4,086	3,011	765	●事業内容 県関係各課、保健所、市町、歯科保健関係者等と連携し歯科保健対策を推進する行政機能の強化のため、長崎県口腔保健支援センターを設置する。また、発達障害児への対応や摂食嚥下に関する相談支援ができる歯科専門家の育成等を目的とした歯科保健施策を推進する。 ●実施状況 発達障害児への対応や摂食嚥下に関する相談支援ができる歯科専門家の育成を目的に「発達期における摂食嚥下機能障害サポート指導者育成事業」を県歯科医師会に委託し、令和3年度に調査をした結果をもとに、歯科医師に対し、特に発達障害児への歯科診療に関する研修を実施した。	【活動指標】 カリキュラム・教材作成	カリキュラム・教材作成	作成	100%	●事業の成果 ・本事業においては、歯科専門職による市町への相談対応を行い、特に歯科専門職のいない市町への技術支援に寄与している。 ・R3からは「発達期における摂食嚥下機能障害サポート指導者育成事業」において、アンケート調査から発達障害児等のニーズの考察を行い、その結果からR4・5の研修カリキュラムを作成し、発達障害児への対応や摂食嚥下に関する相談支援ができる歯科専門家(県内歯科医師)を育成することができた。
				3,439	2,312	766		R3年度アンケートに基づく研修カリキュラム及び教材の作成	カリキュラム・教材作成	作成	100%	
								【成果指標】	80	94.5	118%	
			歯科口腔保健の推進に関する法律第3条第2項、第7条					研修受講者の理解度(%)	80	80.8	101%	
				(R5終了)H26-R5								
				国保・健康増進課	○	—	—	市町関係者・歯科専門職				

取組項目 V		13	第2次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業	1,089	1,089	3,061	【活動指標】 協議会の開催(回) 【成果指標】 若い世代(20～39歳)を対象とした歯科疾患対策事業の導入市町数(市町)	14	10	71%	●事業の成果 ・県全体(6回)・県立保健所単位(8回)協議会を開催し、3期目となる計画が策定できた。 ・若い世代(20～39歳)を対象とした歯科疾患対策事業を導入した市町はR2・17市町からR3.4は20市町となり目標を達成した。R5年度実績は今後の調査で把握する予定。
				1,928	1,928	6,127		14	15	107%	
			(R5終了)H30-R5	歯科口腔保健の推進に関する法律第3条第2項、第7条			若い世代(20～39歳)を対象とした歯科疾患対策事業の導入市町数(市町)	19	20	105%	
			国保・健康増進課	○	—	—		21	算定中	—	
						歯科保健関係機関・保健福祉関係者・県民					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i	県民運動の展開による県民が健康づくりに取り組みやすい環境づくり ●実績の検証及び解決すべき課題 ・「健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合」は、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の活用促進や周知啓発等の取組により、前年度と比較し多少改善したものの、経年でみるとほぼ横ばいの状況。健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組まない理由として、「面倒だから取り組まない」「生活習慣を改善する経済的、時間的ゆとりがない」という回答が最も多く、気軽に誰でも楽しく健康づくりに取り組める環境づくりが必要である。また、年代別には特に働き盛り世代(20代～40代)における割合が低いことから、その世代をメインターゲットとした周知広報を行ってきた。 ・長崎健康革命の認知度については、R4:20.5%からR5:38.5%と伸びているものの、そのうち内容まで知っている人の割合は12.6%にとどまっており、県民の健康づくり意識の向上、行動変容につなげていくためには、引き続き周知啓発を行っていく必要がある。 ・また、健康づくりの取組推進には、県民の皆様が健康づくりに取り組みやすい環境整備や県民の皆様が実際に行動する場所での周知啓発が重要であり、個人に対する取組はもちろんのこと、市町や地域、事業所等が連携して施策を展開することが必要である。	●課題解決に向けた方向性 ・働き盛り世代を中心に全世代へ訴求するため、県民の認知度が高い県内プロスポーツチームと連携し、インパクトのあるテレビCMや新聞広告など、様々な機会を通して健康課題や健康づくりにかかる情報の発信強化を図っていく。 ・働き盛り世代を含む無関心層への健康づくり意識の向上を図るため、市町・企業とさらに連携しながら、誰もが気軽に健康づくりに取り組むことのできる環境づくりの一環として運営しているながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」の一層の周知啓発に努める。また、当アプリをより多くの県民の皆様がダウンロードし、健康づくりのために活用されるよう効果的な広報を行うとともに、操作性・利便性向上に向け工夫をしていく。
ii	働き盛り世代の健康づくりを促進するための事業所における健康経営の推進 ●実績の検証及び解決すべき課題 ・R5の本県における「健康経営」の認知度は5.6%と低く、働き盛り世代の健康づくりを促進するために、経営者層にまずは「健康経営」を認知していただく必要がある。 ・多くの事業所に取り組んでいただけるよう、関係部局と連携した周知啓発のほか、健康経営に取り組む事業所の好事例を広く紹介し、横展開をしていくことが必要である。 ※健康経営・・・従業員の健康を会社の財産ととらえ、会社の成長のために従業員の健康づくりに会社が積極的・戦略的に取り組むこと	●課題解決に向けた方向性 ・「健康経営」の認知度向上に向け、協会けんぽとの共同により、様々な媒体を活用し、PRをしていく。 ・ながさきヘルシーアワードにより健康づくりに取り組む事業所の優良事例を表彰し、県内事業所への横展開を図っていく。 ・県が健康経営に取り組む事業所を認定する「健康経営推進事業所」認定制度の普及に向けた取組を進める。 ・産業労働部との連携により、事業所における健康経営のさらなる普及を図る。
iii	メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した特定健診の受診者を増やす取組 ●実績の検証及び解決すべき課題 ・本県の特定健診受診率は年々上昇してきているものの全国順位は低位のままである。(令和4年度受診率は49.7%と前年度比プラス0.9ポイントとなっているが、全国の58.1%より低く全国順位は45位) ・市町国保においては受診しやすい環境づくりとして、夜間・休日の実施や隣接市町の医療機関でも受診可能とするなど環境整備を推進している。 ・市町国保の場合は特定健診未受診者の約半数は治療中であり医療機関との連携が重要であり、かかりつけ医に対する取組を強化する必要がある。	●課題解決に向けた方向性 ・特定健診未受診者への受診勧奨のタイミングやナッジ理論※を取り入れたメッセージの送り分けにICTを活用し、受診率向上を支援する事業への参加市町の拡大を促進。(R5:17市町→R6:20市町) ※ナッジ理論…行動経済学での様々な理論を応用して無意識に良い選択(行動変容)を促すアプローチ手法 ・県内関係団体で構成する長崎県特定健診推進会議等において、受診率等のデータを分析した情報を共有し受診勧奨等を実施する年齢層を絞るなど医師会や関係団体とも連携し、県全体で効率的に実施していく。 ・かかりつけ医に受診勧奨チラシの配布などの協力依頼を行う。

iv	健康的な生活習慣(食生活など)の確立及び個人の健康づくりを支える食環境等の改善		●実績の検証及び解決すべき課題 - 令和3年度長崎県健康・栄養調査結果では、長崎県民の野菜摂取量は平均234.4gと目標である350gより約100g不足しており、特に20～60歳の働き盛り世代では摂取量が少ない傾向にある。 - 男性喫煙率は平成28年国民健康・栄養調査で35.3%と約3人に1人が喫煙している状況であり、全国ワースト3位となっている。また女性喫煙率も直近の調査と比較すると増加傾向にある。(平成28年度長崎県生活習慣状況調査:6.6%、令和3年度長崎県生活習慣状況調査:7.0%) - 高血圧患者数は696人(人口10万対、全国ワースト2位、令和2年患者調査)、糖尿病患者数は230人(人口10万対、全国ワースト4位、令和2年患者調査)である。 - 個人の生活習慣の改善に向けた意識や行動変容を促すため、偏った食生活や喫煙等の生活習慣が及ぼす健康影響について、引き続き周知・啓発を強化していく必要がある。 - コホート研究事業については調査対象者は高齢者が多く、調査への協力が得られないことが増えてきている。R6年度からの大規模追跡調査への協力率を上げるため、市だけではなく医療関係者と協力した情報提供の方法の検討が必要である。	●課題解決に向けた方向性 - 健康無関心層も含めた幅広い世代を対象としたセミナーの開催やマスメディア等の活用による情報発信等により、健康的な生活習慣に関する周知・啓発を行うとともに、特に働き盛り世代を中心とした啓発活動が必要であるため、産官学連携により、中食※の機会を利用した食環境として整備を進めていく。 - 県内各地で県民との対面により活動されている食生活改善推進協議会の協力のもと、県民個人の食生活の状況を可視化することで行動変容によりつながりやすくなるよう取組を展開する。 - コホート研究事業については、市の既存事業も活用し、対象者の研究への理解を深めるため、研究結果情報を提供する。また、高齢化した対象者が参加しやすいよう、調査会場の複数確保を目指す。併せて専任の調査員を確保し、調査協力率の向上を図る。 ※中食…総菜店やコンビニエンスストア・スーパー等でお弁当や惣菜等を購入したり、外食店でのデリバリー等を利用して、家庭外で商業的に調理・加工されたものを購入して食べる形態の食事
	v 成人の歯周病予防のための歯科保健指導の充実や子どものむし歯予防のためのフッ化物洗口などの促進		●実績の検証及び解決すべき課題 - 保健所毎に設置した地域歯科保健推進協議会を活用して関係者間の連携体制を構築し、情報共有などは図られているが、市町における歯科保健施策を推進する歯科専門職の配置が困難で進んでいないことから、人材の育成確保が課題である。 - 県内のフッ化物洗口の取組は、令和5年度には、公立小学校で3校、公立中学校では2校の未実施があるものの、ほぼ全ての学校で実施しており、今後も継続して推進していく必要がある。 - 令和5年度に2期目の計画「歯なまるスマイルプランⅡ」が終期となり、次期計画「歯なまるスマイルプランⅢ」を策定した。新たな計画に基づき、各歯科保健施策を推進していく必要がある。	●課題解決に向けた方向性 - 長崎県口腔保健支援センターによる関係先への指導・助言などの技術支援を通して、各市町に対しては、国の補助事業の活用を促し、歯科保健対策を推進する人材の育成・確保に取り組んでいく。 - フッ化物洗口が市町で継続的に実施ができるようデータの収集によるむし歯予防の効果検証や相談・助言を行っていく。 - こどものむし歯予防やオーラルフレイル対策などの成人期から高齢期の歯科保健対策を引き続き推進するとともに、「歯科健(検)診」や「かかりつけ歯科医」の普及啓発を強化する。県で推進している健康長寿に向けた施策の一貫として、今後、県歯科医師会等関係者とも協議しながら具体的に取り組んでいく。

4. 令和6年度見直し内容及び令和7年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名	令和6年度事業の実施にあたり見直した内容	令和7年度事業の実施に向けた方向性		
			事業期間		事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
			所管課(室)名				
取組項目 ii	○	1	長崎健康革命プロジェクト事業費	全世代の認知度が高い県内のプロスポーツチーム(V・ファーレン長崎／長崎ヴェルカ)と連携した周知啓発を実施するほか、ながさき健康づくりアプリ「歩こーで！」に関しては、令和5年度に実施したユーザーへの機能アンケートをもとにした機能改修のほか、アクティブユーザーの確保を図るため、協力店の拡大キャンペーンを実施することとした。 野菜摂取量減少が特に深刻な20代の利用割合が高い中食の機会を活用して周知啓発キャンペーンを実施する。 また、ながさき健味んメニュー(※)の弁当レシピの開発を行い、大学生・新社会人からの購買意欲向上につながるアイデアを取り入れながら、スーパー・コンビニ等と連携して周知啓発を実施する。	①②⑤⑥	長崎健康革命プロジェクト事業費が令和6年度で終期を迎えるため、「運動」「食事」「禁煙」「健診」の4つの柱を中心に取り組んできた各種施策について、事業を再構築し、新規事業として引き続き実施する。 なお、事業の再構築にあたっては、事業群の目標である「健康状態の管理や生活習慣の改善に取り組んでいる人の割合」を高められるよう効果的な取組を実施していく。	改善
			R4-6	※ながさき健味んメニュー…エネルギー、野菜量、食塩相当量など県が定めた5つの基準をクリアした健康に配慮したメニュー			
			国保・健康増進課				

取組項目 iii	○	3	長崎県国保ヘルスアップ支援事業	・長崎県健康・栄養・生活習慣状況調査 県民の健康状況や生活習慣について調査を行い、長崎県健康づくり計画「健康ながさき21(第3次)」の基準値を設定。 ・データ分析によるデータヘルス計画の評価支援事業 市町国保が策定した第3期データヘルス計画を支援するため、長崎県版共通評価指標を含む健診データ(生活習慣や疾病状況等)や医療費データ等をまとめたデータ集を作成し市町等に提供することにより、データ分析結果や長崎県版共通評価指標データの推移等について情報を共有し、データの利活用による計画の評価を行う。さらに、データヘルス計画の標準化を推進するため市町国保計画の進捗状況を把握し、共通評価指標の見直しや計画様式の標準化に向けて取り組む。 ・保健事業カルテを活用した効果分析事業 東京大学が開発した「保健事業カルテ」により、市町ごとに保健事業の方法・体制に関する知見を抽出する。これまで暗黙知となっていた現場での工夫を明文化することで、事業効果を上げる要素を同定する。対象とする保健事業として、特定健康診査、特定保健指導、重症化予防などを想定する。市町には、「保健事業カルテ」を活用した知見の抽出に関する研修会や相談会等を通じて支援を行う。	①②⑤	令和2年度から、自治体における予防・健康づくりを強力に後押しするため、国の保険者努力支援制度が抜本的に拡充されたことから、この制度を有効に活用していく。 市町における人材不足や、データを活用した事業の企画・立案のノウハウ不足といった課題を解消し、市町が実施する保健事業への支援の充実・促進を図るため、引き続き、予防・健康づくりに関する事業を効率的・効果的に実施していく。 また、新たな取組みとして、早期の受療により医療費適正化を図る事業などを検討する。	改善
			H24-				
			国保・健康増進課				
取組項目 iv	○	4	健康ながさき21推進事業	第3次計画の推進のため、新たに庁内関係課室連携会議を設置し、デジタルや地域・民間活力の活用等の視点も踏まえながら、関係部局と連携して、県民の健康づくりの後押しや環境整備について協議する。 また第3次計画から新たに方向性として加わった「ライフコースアプローチを踏まえた健康づくり」の観点で、「女性の健康づくり」に対する周知・啓発の取組を実施する。	②	健康ながさき21推進会議及び県、地域・職域連携推進協議会委員の任期満了年であることから、第3次計画に基づく、多様な主体と連携した健康づくり推進の協議体として、健康ながさき21推進会議と地域・職域連携推進協議会の構成及び連携体制の見直しを検討する。	改善
			H13-R17				
			国保・健康増進課				
		5	健康増進事業	—	—	健康教育・健康相談を必要とする人が参加できる環境整備を市町と連携し進めていく。 なお、本事業は健康増進法第17条第1項及び第19条の2により市町が行う事業を対象とし、国が定める補助金要綱に基づき実施しており、本事業の継続により、市町の健康増進の取組を支援していく必要がある。	現状維持
			H20-				
			国保・健康増進課				
取組項目 iv		6	栄養管理事業(専門職研修)	食生活改善推進員の研修では、研修ほか会議も含めて地域活動に活用しやすく食生活の課題を改善できるよう内容を充実させ、会員の活動に対するモチベーションアップにつなげるとともに、会員同士の交流の機会ともなるよう集合型で開催する。	②	食生活改善推進員がより一層ボランティア活動としてのやりがいを感じながら栄養・食生活改善の活動ができるよう、食生活改善推進協議会の取組を支援するため、保健所や市町の関係者との連携を強化する。	改善
			H13-				
			国保・健康増進課				
		7	受動喫煙対策促進事業	受動喫煙対策にかかるさらなる周知や、県内市町の公共施設における敷地内禁煙の促進に取り組む。また、県内飲食店の受動喫煙対策として啓発チラシを作成し、商工団体等と連携して周知を強化する。	②	健康ながさき21(第3次)に基づき、望まない受動喫煙の機会をなくすため、保健所と連携し、市町の公共施設での敷地内禁煙促進や飲食店等での原則屋内禁煙の徹底に向けた取組への支援、県民の理解を深めるための周知啓発を強化していく。	改善
			R元-				
			国保・健康増進課				

取組項目 V		9	長崎県歯科保健ライフコース支援事業費	R6新規	②③	引き続き、長崎県口腔保健支援センターを設置し、地域の歯科専門職への支援や地域における歯科保健に係るデータ管理のほか、保健指導の技術支援として、研修を実施し、人材育成及び資質向上を図る。 若い世代からのオーラルフレイル対策として、かかりつけ歯科医の定着促進や歯科衛生士の資質向上への取組を強化していく。	改善
			(R6新規)R6-8				
			国保・健康増進課				
	○	10	第3次長崎県歯・口腔の健康づくり推進事業	R6新規	⑩	令和6年度からスタートした第3期計画に基づき、関係者と協議しながら歯科保健事業を推進していく。 第3期計画に基づく取組を推進できる人材の資質向上を図るため、市町の歯科保健担当者会議・研修を充実させる。	改善
			(R6新規)R6-11				
			国保・健康増進課				

注:「2. 令和5年度取組実績」に記載している事業のうち、令和5年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。

② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。

③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。

④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。

⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。

⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。

⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。

⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改正要望)する必要はないか。

⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。

⑩ その他の視点